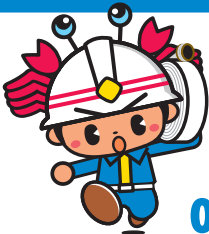


消防団PRマスコットキャラクター

# 「カニ防」

## デザインマニュアル



平成24年10月

財団法人福井県消防協会

福井県

# はじめに

地域の防火・防災の中心的役割を担う消防団は、まちの安全・安心を守るために欠かせない存在です。消防団員の方々は、それぞれ仕事(生業)を持ちながら、“自分たちのまちを、自分たちの手で守りたい”という心で、日々、県内各地で活躍しています。

このたび、財団法人福井県消防協会および福井県では、消防団PRマスコットキャラクター「カニ防」を作成しました。

「カニ防」を消防団に関する様々な広報活動等で幅広く活用していただくことで、消防団の魅力や重要性がより多くの方々に、より親しみやすく伝わるとともに、「カニ防」が永く愛されるキャラクターとなっていくよう願っています。

そのためには、「カニ防」のデザインが基準に従って正しく使用されなければなりません。このデザインマニュアルは、「カニ防」を使用する際の表現方法の約束事や、注意事項についてまとめたものです。

「カニ防」の使用をお考えの方は、イメージの統一性を確保するため、このマニュアルの内容を十分理解し、正しく使用して下さるようお願いいたします。

平成24年10月

財団法人福井県消防協会  
福井県

# 目次

1	基本デザイン .....	1 P
2	色指定 .....	2 P
3	使用上の注意事項 .....	3 P
4	展開デザイン	
	活動服着用パターン .....	4 P
	はっぴ着用パターン .....	5 P
	消防団PRマスコットキャラクター使用取扱規程 .....	6 P

# 1 基本デザイン



## カニ防

「カニ防<sup>ボウ</sup>」は、福井県において、消防団の魅力や重要性をPRするためのマスコットキャラクターです。

福井県の魚「越前ガニ」と、元気いっぱいに消防団活動をしている姿とを融合し、親しみやすく表現しています。

愛称の「カニ防」には、キャラクターデザインの基となっている越前ガニのほか、「カ=火を 防=ふせぐ または 食い止める(防火・防災)」という意味が込められています。また、「防」は本来「坊や」の「坊」であり、男の子の活発な姿にも由来しています。

使用できるデザインは、この基本デザインおよび4～5ページの「4 展開デザイン」に掲げるデザインに限ります。

- カニ防を使用する際は、原則として、“消防団PRマスコットキャラクター カニ防”または“カニ防”の表記を添えてください。
- 決まったロゴタイプ等はありません(推奨:丸ゴシック)が、キャラクターと調和した大きさや配置にしてください。
- また、カニ防や消防団のイメージを損なうおそれのあるフォントは使用できません。

## 2 色指定

原則としてデジタルデータを使用し、正しい指定カラーで表示してください。

### カラー(CMYK)



### モノクロ



### 3 使用上の注意事項

#### ○サイズ



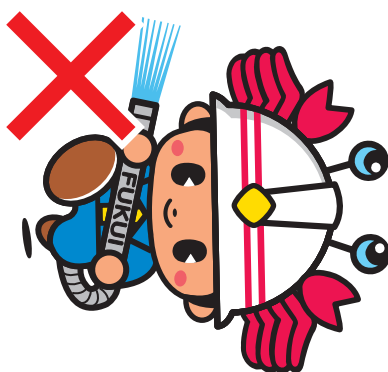
20mm  
以上

視認性・再現性を損なうことから、キャラクターの最小使用限度は天地20mmとします。

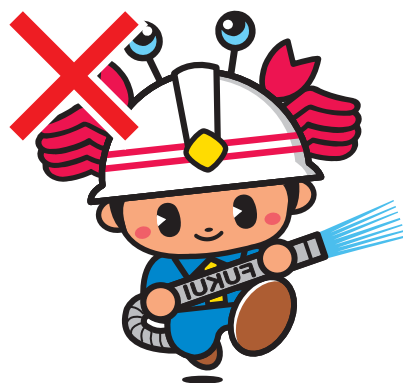
#### ○使用禁止例



変形させてはいけません。



極端に回転させてはいけません。



反転させてはいけません。



認知できないような形状に切り取ってはいけません。



色を変えてはいけません。



前面に文字や画像を重ねてはいけません。

#### ○使用の際の手続

カニ防に関する著作権は財団法人福井県消防協会に帰属します。カニ防を使用する場合は、「消防団PRマスコットキャラクター使用取扱規程」に基づき使用申請を行い、協会の承認を得てください。

# 4 展開デザイン

## 活動服着用パターン



# はっぴ着用パターン

11



基本

12



敬礼

13



指差し(右)

14



指差し(左)

15



まとい

16



火の用心



s05

普通



s06

残念



s07

驚き



s08

案内



## 消防団PRマスコットキャラクター使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人福井県消防協会(以下「協会」という。)および福井県(以下「県」という。)が定めた消防団をPRするマスコットキャラクター「カニ防」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 キャラクターとは、消防団PRマスコットキャラクター「カニ防」デザインマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)に定めるものをいう。

- 2 キャラクターの使用とは、協会および県以外の者が、協会の承認に基づいてキャラクターを自らの製作物や広告その他に使用しまたは利用することをいう。

### (使用の承認申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ消防団PRマスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体、福井県内の消防機関、福井県消防長会が使用するとき。
  - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
  - (3) 報道機関および雑誌等が報道または広報の目的で使用するとき。
  - (4) その他、協会および県が福井県内の消防団の広報に寄与すると認めるとき。
- 2 協会は、前項ただし書きにより承認申請を省略したものに対し、キャラクターの使用状況について報告を求めることができる。
  - 3 第1項のキャラクター使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - (1) 設計図または完成予想図
    - (2) 見取図(屋外に設置する場合)
    - (3) 使用対象物件のレイアウト
    - (4) 許認可証の写(法令等で許認可の対象となる場合)
    - (5) その他参考となるもの

### (使用承認)

第4条 協会は、前条の規定による使用承認の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 消防団の品位を傷つけ、正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - (2) キャラクターの本来の目的に従って使用されないおそれのあるとき。
  - (3) 法令、公序良俗に反するとき、または反するおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
  - (5) キャラクターを使用条件に沿って使用しないおそれのあるとき。
  - (6) その他、協会または県がキャラクターの使用が不適当と認めるとき。
- 2 前項の承認は、承認番号を付して消防団PRマスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。
  - 3 協会は、キャラクターの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (2) 承認された内容により使用し、協会の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 当該使用にかかる物品等の登録商標を行わないこと。
- (5) 当該使用にかかる物品等について商標権等に関わる問題が生じた場合は、すべてキャラクターを使用する者の責任とすること。

(承認の取消し)

第7条 協会は、キャラクターの使用が第4条または第6条に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認にかかる物件等を使用してはならない。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者が損害をこうむることがあっても、協会および県はなんらの責を負わないものとする。
- 4 第1項の取消しは、消防団PRマスコットキャラクター使用承認取消書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 5 取消しにかかる費用(製作物撤去費、ホームページ等に掲載していた場合の削除費等)については、すべてキャラクターを使用する者の負担とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協会および県が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

財団法人福井県消防協会長 様

(申請者)住所

氏名

印

消防団PRマスコットキャラクター使用承認申請書

このことについて、下記のとおり使用したいので、申請します。

なお、使用条件に違反した場合または財団法人福井県消防協会が必要と認めた場合は、使用条件の変更または承認の取消しをうけても異議ありません。

また、当該キャラクターを使った商標の無断登録は行いません。

記

1 使用目的

2 使用成果品および数量

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 連絡先

5 添付資料

- (1) 設計図または完成予想図
- (2) 見取図(屋外に設置する場合)
- (3) 使用対象物件のレイアウト
- (4) 許認可証の写(法令等で許認可の対象となる場合)
- (5) その他参考となるもの

※消防団PRマスコットキャラクターに関する著作権等一切の権利は財団法人福井県消防協会に帰属します。

様式第2号(第4条関係)

消 協 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

財団法人福井県消防協会長

### 消防団PRマスコットキャラクター使用承認書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり条件を付して承認します。

#### 記

1 承認番号

2 使用目的

3 使用成果品および数量

4 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 使用条件

※消防団PRマスコットキャラクターに関する著作権等一切の権利は財団法人福井県消防協会に帰属します。

様式第3号(第7条関係)

消 協 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

財団法人福井県消防協会長

消防団PRマスコットキャラクター使用承認取消書

年 月 日付けで使用を承認したこのことについて、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 承認取消の理由

2 取り消す承認の内容

(1)使用目的

(2)使用成果品および数量

(3)使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

このデザインマニュアルについて不明な点がございましたら、財団法人福井県消防協会事務局(福井県安全環境部危機対策・防災課内)までお問い合わせください。

## 消防団 入って広がる 防災の輪

—【お問い合わせ先・申請先】—

財団法人福井県消防協会事務局  
(福井県安全環境部 危機対策・防災課内)

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

電話 **0776-20-0310** FAX **0776-22-7617**

メールアドレス [kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp](mailto:kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp)